



今回は、人事コンサルより人事評価制度の重要性や問題点について、労務コンサルからは、今、色々と世間を騒がせておりますマイナンバーのお話をさせていただきます。

## 人事評価制度の課題と不満の関係性

ML 人事評価

人事評価制度と企業の課題、そして従業員の不満は密接に関連しています。適切に設計された人事評価制度は、従業員の理解を深め、モチベーションを高めることができます。公正かつ透明な基準に基づいて行われる評価は、従業員の成長とキャリアパスに対する信頼を構築する要素となります。

一方で、人事評価制度にはいくつかの課題も存在します。評価基準の不明確さや主観的な要素の強さは、従業員が公平性を感じず不満を抱く原因となります。また、業績評価にのみ焦点を当てた制度では、他の能力や貢献度が見過ごされる可能性があります。

従業員の不満は、不適切な人事評価制度によって引き起こされることがあります。公正さを欠く評価は従業員のモチベーション低下や不満を招き、結果として生産性やチームの協力性に悪影響を与えることがあります。さらに、不満を抱く従業員は他のキャリア機会を求めて退職する可能性が高まります。したがって、企業は適切な人事評価制度を構築する必要があります。公正かつ透明性のある基準を策定し、評価プロセスを明確化することが重要です。業績評価だけでなく、能力や貢献度、成長機会の評価を包括的に行うことも必要です。従業員の意見やフィードバックを積極的に収集し、制度の改善に取り組むことが重要です。さらに、従業員の個別の目標設定やフィードバックの頻度を増やすなど、評価プロセスをより柔軟で個別化されたものにするのも有益です。

多くの場合、役員以上の方々を中心に人事評価制度を構築していきませんが、その際に従業員が理解できないような複雑な制度にならないよう、社員全員で同じ目線を持って制度を運用できるように第三者が見ても「わかりやすい」人事評価制度を構築していきましょう。

また制度があるだけでは意味がありません。「制度はあるけれども運用が適切になされていない状態」は、人材採用や定着において、不満につながるリスクにもなり得るのです。

## 人事評価制度構築/運用サポート

制度構築・運用サポート・評価システムのすべてをご提供！

[詳しくはこちら](#)



# マイナンバーカードと健康保険証の一体化などを盛り込んだ改正法が成立

社労士法人ミナジ

令和5年6月2日、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（マイナンバー法等の一部改正法）」が可決・成立しました。施行時期は、基本的には、公布の日から起算して1年3か月以内の政令で定める日とされており、**令和6年の秋ごろの施行**になると見込まれていますが、早めに改正内容を確認しておきましょう。

## マイナンバーカードと健康保険証の一体化

〔マイナンバー法、健康保険法等の医療保険各法の改正〕

- ・乳児に交付するマイナンバーカードについて顔写真を不要とする。
- ・健康保険証を廃止するとともに、マイナンバーカードによりオンライン資格確認を受けることができない状況にある方が、必要な保険診療等を受けられるよう、本人からの求めに応じて「資格確認書」を提供する。

⇒ **すべての被保険者の円滑な保険診療を可能に**



## 戸籍等の記載事項への「氏名の振り仮名」の追加

〔戸籍法、住民基本台帳法、家事事件手続法、マイナンバー法、公的個人認証法の改正〕

- ・戸籍、住民票等の記載事項に「氏名の振り仮名」を追加。
- ・マイナンバーカードの記載事項等に「氏名の振り仮名」を追加。

⇒ **公証された振り仮名が各種手続での本人確認で利用可能に**

## 資格取得届への被保険者の個人番号等の記載義務を法令上明確化（健保則等を改正）

「健康保険法施行規則等の一部を改正する省令（令和5年厚生労働省令第81号）」が、令和5年6月1日から施行されました。この改正省令により、資格取得届への被保険者の個人番号等の記載義務を法令上明確化する等の見直しが図られています。ポイントを確認しておきましょう。

この改正省令は、「マイナンバーカードと健康保険証の一体化に関する検討会」の中間とりまとめ（令和5年2月）において、保険者の迅速かつ正確なデータ登録への対応が必要とされたことを踏まえ、健康保険法施行規則、船員保険法施行規則、国民健康保険法施行規則及び高齢者医療確保法施行規則について、所要の改正を行うものです。

たとえば、健康保険法施行規則（健保則）では、次のような改正が行われました。

- ① 健保則24条に規定する被保険者の資格取得に関する届出について、これまで様式において定めていた個人番号等の記載事項を健保則の規定中に列挙することで明確化するとともに、適用事業所の事業主は、当該届出に関し、被保険者に対し、個人番号の提出を求め、又は記載事項に係る事実を確認することができるものとする。
- ② 資格取得に関する届出等を受けた保険者は、被保険者及び被扶養者が保険医療機関等でオンライン資格確認を受けることができるようにするため、当該届出等を受けた日から5日以内に、被保険者等の資格に係る情報を、電子情報処理組織を使用する方法等により、社会保険診療報酬支払基金又は国民健康保険団体連合会に提供するものとする。

## MINAGINE NEWS LETTER

発行：株式会社ミナジン 顧問サービス部

住所：〒101-0054 東京都千代田区神田錦町2丁目4番 ダヴィンチ小川町3F

[TEL] 050-5490-1329 [FAX] 03-5244-5534 [Mail] [roumu@minagine.co.jp](mailto:roumu@minagine.co.jp) [Web] <https://minagine.co.jp>